

## 広島県飲用井戸等衛生対策推進要領

(平成5年9月30日付け広島県福祉保健部長通知)

(最終改正：令和8年3月27日)

### (目的)

第1条 この要領は、飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年1月29日付け衛水第12号厚生省生活衛生局長通知。以下「国要領」という。）に基づき、県が行う飲用井戸等の衛生対策に関する基本的事項を定め、その総合的かつ円滑な推進を図ることにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 飲用井戸等の衛生の確保は、設置者等が自らの責任で行うことが基本であり、県は、町その他の関係機関の協力を得て、飲用井戸等の設置者等に対し、その適正な管理等の指導及び啓発に努めるものとする。

### (対象施設等)

第2条の2 本要領において対象とする施設並びにその適正な管理及び検査は、国要領に準じるものとする。

### (平常時の措置)

第3条 県、町及び水道事業者並びに水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者（以下「登録水質検査機関」という。）及び同法第34条の2第2項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者（以下「第34条の2第2項の登録を受けた者」という。）は、関係機関との連絡調整の基に、飲用井戸等の衛生確保対策について次の事項の実施に努めるものとする。

#### (1) 食品生活衛生課

- ア 飲用井戸等に関する情報の収集、管理
- イ 飲用井戸等の適正な管理等についての啓発
- ウ 地方公共団体運営水道の計画的布設及び普及の指導

#### (2) 県保健所

- ア 飲用井戸等に関する情報の収集、管理
- イ 飲用井戸等の適正な管理等についての啓発
- ウ 地方公共団体運営水道の計画的布設及び普及の指導

#### (3) 県立総合技術研究所保健環境センター

- ア 飲用水の検査等に関する技術的指導
- イ 水質検査依頼者等への適正な管理等についての指導及び啓発

#### (4) 町

- ア 飲用井戸等の設置状況等の把握
- イ 飲用井戸等の適正な管理等についての指導及び啓発

#### (5) 水道事業者

- ア 小規模貯水槽水道の設置状況等の把握
- イ 小規模貯水槽水道の適正な管理等についての指導及び啓発
- ウ 小規模貯水槽水道の利用者に対する小規模貯水槽水道の管理等に関する情報提供

#### (6) 登録水質検査機関

水質検査依頼者等への適正な管理等についての助言及び啓発

(7) 第34条の2第2項の登録を受けた者

小規模貯水槽水道の管理状況検査依頼者等への適正な管理等についての助言及び啓発

(飲用井戸等の管理及び検査)

第4条 飲用井戸等の設置者等は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、次の事項の実施に努めるものとする。

- (1) 飲用井戸等の適正な管理
- (2) 飲用井戸等の定期及び臨時の検査

(汚染判明時の措置)

第5条 飲用井戸等から供給する水が人の健康を害するおそれのあることを知ったとき又は水質検査の結果、水道法に基づく水質基準値を超える汚染が判明したときは、次により対応するものとする。

- (1) 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに保健所等へ連絡し指示を受けること。
- (2) 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明したときには、保健所等へ連絡し指示を受けること。
- (3) 設置者等は、水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、その供給する水が水質基準値を超えるおそれがあるときは、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、保健所等へ連絡し指示を受けること。
  - ア 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じたとき。
  - イ 臭気及び味に著しい変化が生じたとき。
  - ウ 魚が死んで多数浮上したとき。
  - エ 消毒のみで給水している施設の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見したとき。
- (4) 登録水質検査機関は、水質検査の依頼を受けた水について水質基準値の超過が認められたときは、水質検査依頼者に対し、必要に応じて町、水道事業者又は保健所にその旨連絡することを助言すること。
- (5) 町は、食品生活衛生課及び保健所の協力を得て、衛生的な飲用水の確保に当たること。
- (6) 県、町関係機関は、協力して汚染原因の究明に当たること。

(小規模貯水槽水道の不適正な管理に対する措置)

第5条の2 小規模貯水槽水道の管理が不適正であることが判明したときは、次により対応するものとする。

- (1) 設置者等は、直ちに、水槽の掃除を実施するとともに水槽の点検等、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 水道事業者は、当該施設の設置者等に対し、施設の適正な管理を指導するとともに、改善されない場合は管轄保健所へ通報すること。
- (3) 県が小規模貯水槽水道の不適正な管理について把握した場合は、水道事業者等関係機関と協力して施設の適正な管理を指導すること。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、飲用井戸等の衛生確保対策の推進に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成16年3月31日から施行する。

附 則  
この要領は、平成16年9月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和元年10月17日から施行する。

附 則  
この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(本要領の運用における注意事項)

1 第1条関係

「県が行う飲用井戸等の衛生対策」とは、町における飲用井戸等の衛生対策をいう。

2 第2条の2関係

国要領の『4. 衛生確保対策2) 飲用井戸等の管理、水質検査等』の序文中、「地域の飲用井戸及びその他地下水の水質検査等から、定期的に検査を行うことが望ましい項目を定めて周知する等、必要な措置を講ずること。」とあるが、こうした項目は全県的に統一せず、地域の実情により個別対応とすることとする。

3 第3条第5号関係

小規模貯水槽水道の衛生対策については、水道法第14条第2項第5号の規定による各水道事業者の供給規程に基づき、水道担当部局（水道事業者）の協力を得ることとする。

4 第5条関係

第1号中「人の健康を害するおそれ」とは、水質が基準に適合しない場合をいうのではなく、その水を使用すれば直ちに人の命に危険を生じ、又は身体の正常な機能に影響を与えられられる場合をいう。

第2号において水質基準を超える汚染が判明したときには、水道法第4条（水質基準）の趣旨にかんがみ、水質基準の運用に関する通知（平成15年10月10日付け健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知）中「第2 水質異常時の対応について」を参考に対応することとする。

第5号中「衛生的な飲用水の確保」とは、水道整備区域内での水道加入、ポリ容器等による応急給水及び水道整備など衛生的な飲用水の確保を図るための措置全般をいう。

5 第5条の2関係

小規模貯水槽水道における定期の検査を依頼するに当たっては、水道法第34条の2第2項の登録を受けた者、登録水質検査機関、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第4号、第5号又は第8号の登録を受けた者等検査の実施が可能な機関に行うものとする。ただし、設置者等が検査に必要な機器を保有し、検査を実施する能力があると認められる場合は、この限りでない。

(来歴)

本県においても有機化学物質による地下水汚染等が発生し定期的な水質検査の実施等が必要になったことや、水道水の改定水質基準が平成5年12月1日から施行されることなどから、当時の市町村等と協議の上で制定した。